

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場に設置する。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

（1）スポーツ用品

（2）大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

（3）郷土物産品

（4）飲食物（アルコールを除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを使用し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、1年以上五所川原市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会及び国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。

ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請時点において、市税（五所川原市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 五所川原市暴力団排除条例（平成24年五所川原市条例第12号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、移動販売車による出店の場合、実行委員会は準備を行わない。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

(1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）

- (2) 長机 6 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

9 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森県保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

(2) 消防署

五所川原地区消防事務組合火災予防条例（平成 17 年五所川原地区消防事務組合条例第 20 号）第 45 条第 6 号の規程に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事書・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- (6) 五所川原市市税の完納証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

11 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。出店者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2) の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等からの物品等の調達の推進等に関する法律

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げる者のほか、実行委員会が特に認める者

- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

12 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第 10 に規程する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品の P R 等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。

ア 五所川原市内の事業者等

イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規程する障害者就労施設等

エ その他、実行委員会が適当と認める者

- (2) 前号の規程による選定が困難な場合は、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
(2) 売店監督員は、実施本部の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
(4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
(2) 商品を不当な価格で販売すること。
(3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。

- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。）及び試飲を含む無償提供を行うこと。
- (6) 危険物の販売及び無償提供を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売員等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売点の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、実行委員会が交付するIDカードを着用し、丁寧な接客を心がけること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに

に、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、実行委員会が不適當と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。